

平成 21 年度第 3 回市民協働推進委員会(要録)

日時：平成 21 年 8 月 2 日(日) 9:30～12:00

会場：市役所議会棟第 4 委員会室

出席委員 関谷委員長、高岡副委員長、木田川委員、長谷川委員、浅野委員、植木委員、
松崎委員、渡辺委員、竹内委員、角田委員

欠席委員 鈴木アドバイザー、福川アドバイザー

事務局職員 坂上自治人権推進課長、片貝副主幹、江波戸副主幹、上野主査、小田主任
主事、宮崎主任主事、高柳主事

傍聴者 なし

1 平成 21 年度第 3 回市民協働推進委員会開会

事務局により開会

事務局からまちづくり協議会についての報告

2 委員長挨拶

委員長：従来の委員会では審査することが多いが、今日は議論を中心に進めて行きたい。1 つは市民提案型の制度の今後の在り方。今年で 3 年度目だが、その在り方について意見を頂きたい。もう 1 つは自治会町内会の表彰制度について。なお、今日の審議は、全て公開になるのでご了承願う。まず議事の 1 つめ、市民協働事業、市民提案型制度について事務局から説明。

3 (1) 市民協働事業(市民提案型)の制度について

事務局から説明

委員長：1 つめの問題は同一事業で 3 年以上の補助が出来ないという点。既に今年度で 3 年目の団体が出ており、我々は至急制度の方向性について検討しなければならない。また現在の 2 分の 1 補助では事業の組み立てが困難という意見があるので、佐倉市の補助金交付規定との兼ね合いを見ながら補助率についても考えていきたい。2 つ目の問題は市民提案型の協働事業が全国的に見て、膠着状態に入っていること。この問題の主な理由として制度の周知が十分に図られていないこと、使い勝手が悪いことがあげられる。さらにはこの制度の単独運営では限界があることが理由としてある。他の市民カレッジ

等との連携が無いと情報も支援の在り方も限られてくる。佐倉市よりも先んじて取り組んでいる自治体は応募団体が減少している傾向にある為、佐倉市にとってもこれらの問題は不可避なもの。現状の市民提案型事業の制度について意見があれば出して欲しい。

委員：社会福祉法人では団体として許可が出ていれば、事業に対して何度でも助成できる。例えば佐倉市の配食サービスで言うと社会福祉法人の高齢者事業とは別に新規事業として助成が出る。佐倉市では事業に対して助成をしている。私は助成の年限は3年でこだわる必要は無いと思う。ただ、他の自治体の例を鑑みて既得権化への懸念もあるので、市民協働事業としては3年くらいが適当なのではないか。また、事業が助成を受けて行って既得権化というよりも行政提案型の事業のようになった場合、継続的に事業を行うということが考えられる。一方で、1年の助成を延長して2年目で一旦打ち切って、それはそれでよかったという例もあるので、必ずしも全部一律に論じられない。まず佐倉市としては団体補助なのか事業補助なのかを考える必要がある。社会福祉法人では事業補助であったということを考慮に入れて欲しい。今後の方向性としては、運営費補助の問題がある。ボランティアには交通費を含めた運営費補助というものがあるが、ある継続期間を経過した団体に対する年限に拘らない運営費補助というものがあり得るのか。当初は考えもしなかったことだが、運営基盤が弱い団体が公益活動団体を長く継続していく為の運営費の問題が見えてきている。まずは事業補助という所に視点を向けてよいのではないか。

委員長：市民協働に関する支援ということを考えると1つは団体支援、1つは事業支援があり、事業支援に焦点を合わせる傾向が多い。事業支援として見ていく場合は、これまでやってきた事業をまた別な形の事業に組み立ててやっていけば、別途支援するという可能性も出てくる。3年に限る必要が必ずしも無いのではないかという話もある。今話のあった団体支援というよりも事業支援であるということはどう考えるのかということが1つ。それから支援の対象内容について、今後、運営費という形で認めていくことが出来るかどうかという。現行制度では入っていないので、この運営費補助ということはどう考えればよいか。もう1つは、柏市や他の自治体の例にもあるが、支援のレベルという問題もある。例えばこの柏市であれば、たまご・ひよこ・かるがもという形で金額が変わっていて、それ以外の自治体のように入門的な部分だとか、あるいは少し活動を広げるという所にウエイトを置く支援にするのかとか。そういう問題が金額の上限と併せて出てきている。支援内容を少し区分した形でやるということがふさわしいとか。その辺も論点としたい。

委員：ボランティアとして活動している立場からすると市民提案型は3年という年限が決められているので、ボランティア活動をしようと思っても永続的に貰えないのだな、と思ってしまうのがネックだと思う。3年しか貰えないのだったら、3年間しか活動でき

ないのかってことになってしまう。市民提案型での佐倉市からの助成金は普通のボランティアからすると事業によってはかなりの金額に感じると思う。佐倉市社会福祉協議会でも、ボランティア団体の助成を行っているが、そちらでは毎年申請をして自分達が定期的に活動していれば、上限 50,000 円まで毎年貰うことが出来る。でも市民提案型は3年間と決まっている。ボランティアの悩みは活動資金が無いということ。ただ、今はボランティアとしても貰っているお金だけで活動しようとは思っていないことが多い。やはりボランティアとして活動する団体として自助努力というのも求められてきている。この市民提案型に関しては3年間運営費、それから事業費を助成しているが、私も3年間で切るのではなく、事業に対しては助成してもいいと思う。ただ運営費に関しては、3年間立ち上げてからの団体の運営をフォローするよというお金にしておいて、3年以降もし助成する場合は、事業に補助するか、運営費だけを助成するかやるべき。3年で完全に切ってしまうのはやはり私としては惜しいし、活動している団体としては歯がゆい気持ちでいると思う。3年後も何かしら一部のお金が頂ける、助成して頂けるというのであれば、ボランティア団体はその3年の間に、3年後のことを考えて、どこからかお金を持ってこられるような仕組みを作ろうと考えると思う。

委員長：1つだけ確認を。運営費の補助というのは、佐倉市の規定上はどうか。

事務局：運営費の補助が認められている項目については、補助率は2分の1未満、団体設立後5年を経過していないこと、ということが条件としてある。以下佐倉市補助金等の交付に関する規則について説明。

委員長：そうすると設立5年以内ということは、5年以上活動している団体には運営支援出来ないのか。

事務局：考え方としては既得権益化させないということなので、必ずある段階で制御するという考え方がある。継続的にずっと出すというようなことは無い。

委員長：そういうことも踏まえてご意見頂ければ。

委員：年限の件については今の制度は3年で自立してもらおうというのを1つのポイントにしているので、そういう意味では今の制度の中においては年限を無くすことは出来ないのではないか。実態を見て、応募する件数が少ないということであれば、制度の目的そのものを変えた上で年限を何年にするかという議論が出てくる。現行の中では3年間実績を積んで、ある程度の評価を得ているが自立は難しいというような団体に対して、何らかの延長措置をとるといったようなことは今の制度の考え方の中でも可能ではないか。例えば1年か2年延長してそれ以上は出さないとか。規約の制約もあると思うが、年限

は今の制度を続ける限りは3年で、来年再来年どういう状況になるかという所で制度そのものの変更を検討する必要もあると思う。ただ今の段階では3年経った団体に対して特別な延長措置を検討する等の制度設計をし直してもいいと思う。

委員長：制度設計し直してもう少し延ばすと。延ばすとしても永遠にというのは難しい話なので、5年や7年等年限を伸ばした上で区切るというのも1つの考え。後は1つの事業としては3年と限定して、同じ団体でも違う事業内容にして改めて申請してもらう。すると3年という制約が外れて、もう1回1年目からというのも考えられる。しかしそういう事業内容をどれくらい組みかえてまた申請することが出来るのかという問題もあるので、その辺が悩ましいところ。

委員：外形的に見ると同じ団体が続けて貰っているという風に誤解される危険性も高いと思う。

事務局：もう1点、佐倉市補助金等の交付基準について。全ての補助金について終期を設定する、3年を限度とする、これが佐倉市の交付金の基本的な期限という設定があるので、それを踏まえて。そこには大きな判断が必要になる。

委員：単独での制度運用にはやはり限界があるので、支援としてやっているのに、やはり制度の中でどう変えてもどこかで限界は出てくると思う。先程の例の配食事業は、市からの委託の形になっている。あくまできっかけは支援であっても本当に精査して事業が市として必要な事業であれば市に事業として認めてもらい、継続して助成を出せるようにすべき。この中での制度だけで考えていても限界が見えている。その例としてきちんとここからの協働事業が形になっていたのが見えてくれば、このように継続してこれからも価値ある事業を進めていけるという手ごたえがあればもっと申請は出るのではないかと思う。

委員：私は申請が少ないのはマイナスだと決して思っていない。自立して行って、小規模ながら自分達の出来る力でやっているボランティアってとても多い。社協の申請も枠がどんどん減っているんで、団体の申請の額も減ってはいる。それでも別段活動の規模が小さくなっている訳では無いので、あくまでもお金あげるからやりなさいでは無く、お金が無くても意義あることは市民がやっているというのが現状なので、あえてお金で釣るような形で応募が少ないということをあまり意識しなくてもいいように思う。少なくとも内容のあるものがやって来れば。

委員長：今の話の絡みでポイントが2つ。1つは年限が3年だったら3年の後、活動が持続していけるような選択肢をいくつか見出して行って、例えば市で委託的なものに切り

替えていくのは今のご時世ではなかなか厳しい所もあるかもしれないが、それも1つの選択肢。後はこの事業をやるのなら、例えば県や他の担当課でやっている支援事業に繋いでいく。あるいは別な形での自立を促していくとか。3年後の支援の在り方は多様に考えられるので、そういう多様な選択肢の中で団体にふさわしいものを。例えば3年目であれば今年度の後半にそう言ったものを少し事前調整するような、あるいは事前の助言が出来るようなことを考えていくというのが考えられる。もう1つは、ボランティアグループの自助努力でやっている所もあるが、聞こえてくる話では、自分達が今やっている活動では、輪の広がりであるにせよ何にせよ限られてしまうという問題。自分達の活動目的をやっていく為にはいろんな団体と連携して、ジョイント的な形で企画を立ててやるという考え方がある。そういうことを考えた時に橋渡しが可能になるのかどうか。この制度もそういうジョイント企画という所まで幅を広げて、当該団体の一事業に対する支援とはまた別な所に幅を広げていくことも考えられる。

委員：団体同士の連携についてはサポートセンターがその役目を担う所だと思う。サポートセンターが、今どういう所が団体同士では必要なのかとか、そういうニーズを拾いながらやるべきだと思う。やる所があるのだから、連携支援を私達がやる必要は無い。毎年1つ2つと団体は増えているので、市民活動に関しては無くなっていった訳では無いと思う。先程の意見のように助成金を申請する団体が少なくてもきちんと活動している団体はあるので、サポートセンターに登録している会員グループに市民提案型の助成が受けられる事業の存在を大々的にPRしてもらうような形を取る、それから連携の場を作って制度の周知を図るのも一つの策では無いかと思う。

委員長：市民提案型の制度があって、申請団体が少なくても自分達でやっている団体もある。しかし、現場を見れば見るほど多様なニーズがある。1つの団体が1つの事業をやる時の支援が欲しいというニーズもあるだろうし、応募以前に色々な団体との連携を希望する団体も相当数あると思う。そういう団体の連携の在り方というものをどうするのか。私は今市民カレッジに毎年講師で行っているが、そこで話を聞くと、そういう事業があるのだったらやってみたいという声がある。しかしなかなか接合がうまくいかないので、もっと情報がうまく伝わるといい。例えば市民カレッジが終わって自主的に卒業生が連携しているんな事業とかをやっているらしい。そういう動きと繋がればまた1つのルートが出てくる。この制度を活用する前段での繋ぎをどうしていくのかというのが課題。後は3年で終わった後、さっき言ったようにいくつかの選択肢をどういう風に提示しながらその団体にふさわしい支援なりアドバイスをしていけるかという問題が幅広く見ると出てくる。事前のニーズの把握や繋ぎ役というのは可能だと思う。

委員：サポートセンターはかなりそういう役割を果たし出している。しかしやはり広報誌の発行部数の少なさ等の周知の仕方の問題、手続き的に使い勝手が悪いという問題があ

る。例えば行政書士のような役割をサポートセンターが持てるようになれば、使い勝手の件はもう手続きはお任せ下さいという話になる。公益活動の行政書士ですよ、という宣伝が出来ていて、無料でプランを作ってくれる、そういう使い勝手の良さが必要なかもしれない。介護保険も高齢者の方はなかなか自分でプランを作れない。自分でプランを作ってケアマネジメントしてもいいが、実際やることはない。しかしケアマネジャーが無料でプランを作ってくれるので、使い勝手が向上する。そのぐらいの所をやっていくと、最初に言った制度を知らない、使い勝手が悪い、この辺りがだいぶ変わってくるのではないかと思う。

委員長：サポートセンターの人員体制的にはどうなのか。

事務局：現在原則2人体制で勤務し、業務主任者の人が常勤、非常勤でセンター長がいる。支援員として5人の書記という体制を取っている。団体の自立支援、補助金以外にも自分達で提案が出来る、制度について市民の方にもきちんと説明が出来るというような促進の意味でいうと全部お任せになってしまう。お手伝いという形であれば、いいかと。

委員長：他の事例を見てみると、例えばサポートセンターのような橋渡しをする、あるいは事務手続の側面支援をするという考え方もある。もう1つは別な所を考えてみると、中間支援団体がどのくらい地域にあるのかというのが、市民協働が活発化するための分かれ目になると言われている。これは例えば市民活動団体の中に中間支援をする団体があるのかどうか。あるいはそういうものを作るという流れがあるのかという問題がある。例えば行政提案型の協働事業をやるとして、中間支援をする団体を行政が何らかの形で形作って1つ提案するというのも中間団体の育成の流れに資することになり得る。中間支援を育てていく形で行政提案型を活用するという手段もある。この点を踏まえて中間支援をどういう風にするのかという課題も出てくる。

委員：佐倉市にも中間支援団体はある。しかしこの辺は政治的にも動きが出てくるのでとても難しい。実際活動している所が政治になると動いて来るというのがあって。中間支援という表向きはあるけれども、やっぱり実態的にどうかというものがある。

委員長：それはうちの地区に入ってくるなというようなことか。

委員：というより例えば利用料の問題では、自分達のグループ内であれば安くする等。一般の方と格差を設けるとか、色んな形で自分達のグループに入れば有利だという。こういう形で本当に中間支援と言えるのという面がある。だから客観性や公平性が要求されてくる。これが大きくなっていったらどうなるか。やはり行政的にならざるを得ない。この公平性公平感というのは、やはり今のようなスタイルでやって行きながら、サポー

トセンターに所属している人達がやがて中間法人というか、社団法人の形まで作れるような所まで行けばいいが、そこまで行けるのかどうかというのがまだわからない。日本人は汝の敵を愛することがなかなか出来ない。同じサポートセンターに登録している人達の中でも、あの人が入っているからとか、あの団体はやり方が好きでないという理由で排除するという傾向がある。もし高潔に理念を持った人が数名現れて管理選挙に立候補すれば出来てしまうことだが、現状ではそれらが集まって施設が成り立っている。このような点で根本的に難しい。やはり行政主導にならざるを得ないし、行政が作った基準の中で、やっていける形というのが当面の在り方だと思う。そこに今はまだ公平性の高い社会福祉協議会が入り込んだ。逆にボランティア養成講座がどうして無くなってしまったのか、縮小しているのか。この教育の部分だとか、意識を高めていくかつてのエネルギーってというのが感じられないので。個人の公益意識というものを育てつつ、ボランティア養成講座を繰り返してきたように、団体の結成を呼びかける。そして団体の中でルールを作っていく。これが法の中で NPO 法まで高めてきたので、社会福祉協議会が引き続き養成講座をたくさんやりつつ、法人格を取得した団体もさらに研修を重ねていくような、このような構図をもう一回整理する。そうすると今までの社会福祉協議会が数十年前から公益活動をやってきたノウハウというものを活かすというのが出来るのではないかと思う。団体連絡会を作って自主的に集いを開催できる所まで盛り上げてきたエネルギーというものが絶対ある。この辺は NPO 系も全く同じ視点で考えられるものもあるのではないかと。ただエリアが違うので、環境系等について社会福祉協議会は不得手なので着手しなかった。かつて四日市公害訴訟等に社会福祉協議会も係わったがあまりに政治的に動くということで逆に行政の圧力でストップさせられたという歴史もあるが、まだこの辺との繋がりや伸びていく要素はあると思う。

委員：今年で3回目の申請の団体が4団体ある。その団体は補助金がストップになったら来年度からの運営や活動が妨げられることになる。臼井地区も3年目。市民協働の方でストップになった場合は事業として自助努力でやっていけるのか。事業として見て、この事業は市としてもやって、続けて欲しいという事業であれば、市で助成してほしい。選択肢を提示して欲しい。

委員：今実際に助成を受けている団体4団体、3回目の助成を受けている団体の方々は今年で終わりというのは承知だと思うが、その方達から行政へ要望などは出ているか。

事務局：入って来ていない。3年で終わりということや常時提案の段階から話をしている。本当に納得しているかどうかは分からないが、念頭には置いていると思う。中には前の制度から続いて6年間助成を受けている団体もいるので、制度としての理解はしていると思う。

委員：市民提案型というのは市民グループがこういうことが佐倉市に必要なだと思うということで申請して来ている。助成を受けられるということは、その活動はこの市において公益的であり必要と認められているのを意味する。ということはやはり市内において当該活動が無くならない方がいいということだと思う。年限が来たから、もう助成できないのであなた達が辞めようが辞めまいが知りませんよというのは少しおかしな話なのではないか。行政提案型の中でも全然市民提案型の事業が上がっていない。市民提案型でなくてもこれは必要だから行政の側からやってもらいたいという声も上がっていない。行政の方は市民協働事業で市民提案型をやっているけれども、その事業をどこまで認めているか何も見えないのは疑問に思う。

委員長：この制度の狙いというのは、1つは行政からはまず出て来ないようなアイデアや、きめ細やかなより現場に即した活動というものを市民達が自主的にやっているのだという形でご提案頂くこと。それに対して一定の支援をするという部分がある。そういう提案に対して支援をすると同時に事業についてどのように捉えるのかという問題がある。既存の事業の中に融合させるということも考えられるし、あるいは別な支援ということもあるかもしれない。いずれにしても市として市民の提案に対してどう答えるのかが問われる。もう1つは、あくまでも市民が自主的にやるということに重きを置くべきであり、団体は当初の何年かは支援を貰うが基本的には自立が原則でやっていくのだという部分。それでやっていけないのは仕方がない、というのも1つの考え方かと。これが混在しているのがこの制度の1つのポイントだと思う。

委員：この委員会の委員になって、これだけ佐倉の環境のことを考えている方がいるのかと驚いた。思いもかけない発想を市民はするかも知れないのでこう言う場があるとしたら、思いもしなかった考えが出た時に、その受け皿が何も無いのはおかしい。お金を出したら、そのままになっている。印旛沼の清掃をしている人、谷津田のことを考えている人や蛸のことを考えている人、そういう人達がいるということを私でも少しわかった。そうしたら市の側がこれからの佐倉市の進み方として、このような環境を市民はとても大きく考えている、では1回だけのシンポジウムでも開催して手伝いをするとか、せっかく出てきたものを形にする、バックアップする力を出してあげてもいいのではないか。それが協働ということになると思う。今は市民協働と言いながら出てきたものにお金を出していれば協働という感じになっている。少し限界がある。

委員長：協働というのは市民と行政の応答関係なので、提案があったら支援するのはこれまでも現在もやっているが、プラスアルファ、財政的に出来る範囲でイベントなりそういう機会をセッティングするなり、どこかと繋ぐのも1つの応答になる。

委員：大きな協働だと思う。

委員：まさにその通りで3年後はその方向でどちらかに進めて、行政が援助するようにして行かないと潰れてしまう。意味が無い。申請団体の方達は真剣に取り組んでいる。それをやはり援助して欲しいと思う。

委員長：委員会としてある程度詰めておきたい。この委員会で決めたことがその通りになるかどうかは調整があると思うが、まずは一定の支援が終わった後は各方面に繋ぐ、あるいは行政としてもお金以外の応答を充実させる等、選択肢を充実して出していくというのがいい。お金の支援と同時にこういう選択肢が広がるのだということを市民の方に知って頂くと、よりこの制度が魅力あるものになっていくと思う。どういう選択肢があるかは今後もっと詰めていくとしても、その点はそういう考え方でよろしいか。年限の問題はどこかで限らざるを得ない。3年という年限はどのように考えるか。

委員：事業で考えれば3年でいいと思う。事業の内容が変わればその部分を評価すればいい。社会福祉法人の例で言うと事業の内容が変わればデイサービスというのを平成元年前には制度化十分でなかったのが制度化された。これを4、5年前から、逆デイサービスということで1年間単独の事業補助を頂いた。1年間で終了になる。でも本来のデイサービスと違う。本来は施設のほうに来るデイサービスだが、施設から一般民家に来るデイサービスという逆の発想であるために補助金が付いた。1年間で終わりなので、じゃあどうするとなると、地域の皆さんの協力を得て、お金が無くても我々の汗で出来る部分で逆デイサービスをやって行こうという風に自分達で考えていく。事業が変わった、あるいは変化したというものに関しては、またそれを3年以降でも再評価してあげるといふ、これはあってもいいのでは無いかと思う。

委員長：同一事業としては年限を3年にし、後は事業内容を変えている、あるいはそう理解されるものについては別途の事業として改めて支援することもあり得るという風な考えか。

委員：団体助成が出ない限りは事業助成なので、その事業で評価していくということ。

委員長：どこまでが転換させたのかどうかという解釈は色々分かれて、よくある事例では里山保全事業で場所を変えただけという例。それでも働きかけている作業の内容も全く違うから別事業なのだと主張する団体もある。その辺の難しさは確かに残るが、基本的には審査の段階で考えればいいことであって、同一事業は3年で限るといった意見があったが、その辺はどうか。

委員：社会福祉法人も公益活動団体と考えれば、その補助はその事業の度に貰える。例えばデイサービスセンターを岩名に造った場合、お風呂、車いす何台に補助がされる。これをまた例えば鍋木にデイサービスセンターを造った場合、助成金・補助金がある時代は、そこに同じデイサービスであっても補助されるというのがある。里山を変えていく場合、それが規模的に必要であったり、対応年数が来たりしているものがあればまたそれを認めるというやり方は我々社会福祉をやっている人間にとってはとても馴染んだやり方。そういう日本人の知恵で公益活動に対する助成システムとしてあるものは踏襲して行っているのではないかと。もう一歩進めて、例えば3年以後、あるいは1つ形が変わっていく中でも、配食サービスでいえば利用者が増えれば費用を応益負担で食べる人から貰えるから、これを委託事業にしてもいいということになる。先程のパンフレット、弥富のマップが出来たという話も、無償でやっているから大変なのであって、これからもっと多くの人に配るのであれば1部100円でも徴収するやり方とか、その団体あるいはまち協が生き残っていく道という所で応益負担とか、そういうものをどんどん進めて行きながら自立の道を。なんらかの利益を享受する人から、お金を取る道というのを示してあげること。もう1つは助成団体一覧という毎年すごく厚い企業からの助成金の資金というのがあって、これをサポートセンターだよりでいつも載せてくれている。ああいうものが周知されていないので、必ずしも市の税金だけでない、仕組みというのを行政書士さんのような役割の人がサポートしてあげれば、同じ事業でもたくさん違う所からももらえる可能性があると思う。

委員長：支援内容について現在は金銭的支援がメイン。コーディネート役をどうするかという問題が残るが、恐らく現在の事務局体制では少し厳しい。人数的に厳しい所もあるし、サポートセンターの協力が得られるかどうかというのも今後協議の必要がある。コーディネート役が充実してくると今まで言ってきたことがかなり実現可能になると思う。そこを詰められればと思うが、今のところ年数については3年でよしいか。補助率の話になるが、2分の1補助の在り方についても考えを頂きたい。考え方としては今のまま2分の1ということもあるし、例えば50万円規模であれば2分の1補助、20万円上限にした場合には5分の4補助、10万円だったら10分の10補助にする等、補助率を変えるという考え方もある。補助率を金額によって変えていくという在り方が必要かどうか、あくまでも今のままでいいのかという問題が1つ。もう1つはコースを分けたほうがいいのかどうか。立ち上げコースのようなものと、発展コースというように分けたほうがいいのか。あるいは今は補助金上限50万円になっているが、もっと大きな規模の額を考えた場合に可能であるならば、更なる発展コースというようなものも含めて、その辺のコース分けをした方がいいのではないかという問題。その辺について少しご意見頂ければ。

委員：今の話の枠内では無いが、2年程やっていて子育て関係が全然上がって来ない。そ

の理由を考えてみると子育て関係の活動をしている方の考え方の根底に有償ボランティアというのがあって、市民協働事業は人件費が認められていないので上がってこないのだと私個人としては推察している。今年度1件だけ上がってきた事業は中間支援という形で上がってきていた。支援される側の団体の方に何故直接挙げてこなかったか聞いた所、はっきりと人件費が出ないからとおっしゃっていた。主催団体を別の団体にして、自分達がそこから依頼されてやっているという形にすれば、主催団体が外にお金を出すのは構わないだろうということで申請したのだと仰っていた。中間支援の在り方についても係わってくることだと思うが、人件費を認めてしまうと、半額の人件費で仕事委託しているのと一緒にだという意見がある。そういう意見も確かにその通りだとは思うものの、特に子育て系の活動している方は、それではお金と暇のある人でないと出来ないことになるという声が聞かれる。そう言われればその通りだと。そういう問題も1つ背景にあると思う。ただ例えば人件費を入れて、半額助成すると事業費の金額が膨らむという問題も出てくる。その辺をどう整理すればいいのか皆さんに伺いたい

委員長：この制度の立ち上げの段階で経費の部分は今のような対応にするということにはなっていた訳だが、その立ち上げの背景について改めて伺いたい。

事務局：人件費の話になると、源泉徴収の問題等が必然的に出てくる。その点で当面は留保した。団体の方で出来る団体であればいいが、正面切って税務署に聞けば、それが会員に配られるのであれば当然問題が出てくるという話になる。法人税等の課税という話になる可能性もあるのでもう少し我々も調べてみたいと思っている。法人格を取得してNPO法人になれば、当然課税対策以上のものをするのでいいが、制度設計の時点で一番議論したのは、どこから助成の対象にするかということ。権利能力なき社団という形になって、更にNPO法人と大きくなるグループから助成の対象にするという流れもあるが、今議論に出ていたように、私達はグループでやりたいという人達を否定することがあってはいけない。ただ、お金が伴うとなれば、団体としての情報発信だとか、総会の手続きだとかってことだけはやってもらおうということになった。ただ法人格までは求めないとした時に、人件費についてはペンディングにしたと記憶している。

委員長：人件費を含めたいと考えるならば、ハードルの高いコースを設けるという考え方もある。人件費絡みのことは一切なしするのも1つの考え方だが、含めることが有りのコースと、無しのコースで例えば分けて、有りのコースはもう少しハードルが高くなるというのを込みでやるというのも1つの考え方かもしれない。

委員：まちづくり協議会のような所は人件費があってもいいと思う。社会福祉協議会の例で言うと、長い間かけて地区社協のシステムを作り、動かすには事務員を配置しないと連絡連携の窓口が作れない。10時から3時までパートが事務を扱っているという

形が出てきて、当然税金の取り扱いも出てくる。これは地域主体で拠点が必要という所であれば、当然認めなければいけないと思うが、このNPO法人にしる、団体で運営するときは、私個人としては多少の事務費は必要なのだと思う。公益活動事業としてこの事業を認めていくのであれば、どの程度拠点化されているかという問題はあるが、事務局扱いの機関があつていいのではないか。現在通信費等が認められているのでその中である程度処理できると思うが、その規模が大きくなった時にどうなるのか。団体であっても、海外のNGO団体等は人件費込みで海外から寄付を貰って、地域のリーダーたちにもそれを配分しながら活動してもらおうという形を取っている。規模が大きくなればなる程そういうことがある。それは視野に入れといていいのではないか。先程話があつた50万円という補助額についても活動内容によっては当然規模が大きなものも出ているし、むしろそういうものが出て来ないといけない。特に例えば防災系等、何か起きた時にNPOのサポートセンターはこれに対する報道を出そうという計画がある。これは社会福祉協議会と一緒に出そうと言っている。この災害というのは1回だけかも知れない。でもその他色々な視点があつて、まだ公式に認められている訳ではないが、私は例えば火事で焼け出された人々の部屋のサポート事業というの、構想としてはある。私が推奨している動く家を笛の丘辺りに何棟も置いておいて、普段はバンガローで使っていて、火事で焼け出された人がいたら、すぐそれをタイヤ付の家なので持って行ってもらう。これを1つの事業化していくとなれば500万くらいのお金がかかってくる。こういうような具体的な事業によっては、50万ではとてもできない事業になる。地域の消防団だけでは対応できないような活動というものもどこかにあると考えると、将来は50万で無い世界も当然見て行かなければならない。逆に今50万だからこういう事業しか出てこないとも考えている。将来を含めて考えた場合、枠にこだわらない必要があると思う。

委員長：今日で最終結論出す訳では無いが、今日出た意見を、少し事務局を含めて調整し上で次回の委員会でもう1度確認するということになるかと思う。

事務局：もう1つご相談、御検討頂くことがある。補足意見記入用紙を用意しているので、ご意見をこの後の自治会町内会の表彰制度とも併せて郵送でお返し頂きたい。

委員長：議論1つめについては以上とさせて頂く。

(2) 自治会・町内会等の表彰制度について

事務局から説明

委員長：自治功労者の表彰制度ということで、連絡長制度があつた時には連絡長に対する

表彰制度があった。これは自治会とは制度上は違うものだった。連絡長はあくまでも行政が色々なことをお願いする、その上で色々と貢献してくれたことに対して表彰するという形で、10年以上で表彰していた。その連絡長制度が無くなって、自治会町内会の制度に一本化された。18年から現行の制度になった。自治会町内会に一本化して以降はこの表彰制度が存在していないということで今回改めて市のほうからこういう話が出てきたというのが今回の背景。表彰制度を新しく設置するというのと、その内容について基準年限選考方法などについてご意見頂ければ。

委員：意見というより質問になるが、この表彰制度のアンケートを取っているが、制度が無い自治体もある。元々無いのかあったのが無くなったのか。感謝を形にするのに、日本人は物の上に気持ちを乗せるというような習慣がある。制度というの仕方がないとは思いますが個人的にあまり紙1枚の感謝状で上からお疲れ様という感じのものには違和感がある。長くやるにはやるなりの理由がある。私の自治体は当番で1年ごとに交代している。それはそれで、自治会全員が何らかの役を体験するという意味でとても良いシステム。長くやったことが良いとする形で表彰制度をやることを最初からありきとして、この場で協議するのか伺いたい。

事務局：去年の9月議会で、自治会長をやって頂くと色々苦労をかけるので、そういった表彰制度を検討されたいという一般質問があり、他の自治体を見ても多くが実施していることから、ありきの点で今回はお考え頂きたい。ただ、どう出せばいいのか、何年が適当かという問題はある。自治会の加入率が若干だが低下傾向にある。よく聞くのは、会長ではなく班長クラスで回っていても、役目に当たるのがいやで抜けるという声結構ある。団体によって色々だが、高齢化している自治会もある。そう言った中で複数年やって頂いた方という。確かに自治会たるものは住民自治の組織なので市が表彰するのはいかがかという意見もあるが、欠くことの出来ない制度だと我々は思った。ただ何年が適当か、推薦の方法をどうするべきか等、何点かについて検討頂ければ有難い。

委員：我々の自治会も毎年交代している。多分、志津地区で見ても6,7割の自治会が交代制度を持っている。自治会長を表彰するというのは長くやってないと表彰出来ないよということになるが、概して私が知る長く自治会長をやっている自治会は組織として非常に問題含みの組織が多い。中には非常に立派な方もいらっしゃると思うのですべて一緒に議論することは出来ないが、長くやっている自治会長を表彰するという考え方そのものが、本来の地域活動をグループで行こうという考え方に基づくと、後ろ向きという感じがする。実施している市町村は少ないが、表彰するのであれば自治会や町内会、団体そのものを表彰すればどうかと思う。そうであれば全く平等の競争が出来ると思う。

委員：特筆すべき活動のあった自治会等か。

委員：毎年交代してもきちんとやっている所はやっている。そちらの方が立派な活動をしているという所は沢山あると思う。

委員長：長くやっているということの意味合いが実際はかなり別れるのが現状。殆どの所が自治会とは言っても行政連絡員に近いような歴史があり、それに対して一定の表彰を、という所でやっているのがほとんどの自治体だと思う。その辺をどう捉えるのかということもある。他自治体の多数が年数でやっているが、長いと言っても色々意味合いがあるので、ただそれだけで考えていくというより、もう少し中身をどうするのか、あるいは個人では無く自治会という単位で表彰するという方がいいのではないか、という意見が今の所出ている。

委員：個人的には表彰制度というのは必要無いと思う。半面、昔と現状がどう変化したかということ、連絡長制度の時の仕事は回覧配りだけだった。それが今は住民自治や防災の面で町会長の役割というのは大変重いものだと思っ止めている。だから結論から言うと私は表彰すべきだと思う。今、町会自体を表彰するという事、それから1年ずつ交代する自治会と長い自治会について意見があった。私は個人的に長いのは決して悪いことでは無いと考えている。1年や2年で交代すると、町会とは何なのかとか、行政との係わりをどうするのかとか、勉強するだけで終わってしまうので、まちづくりが成り立たない。だから臼井地区では町会長の役員会議を2年や3年で任期を変えることが出来ないかということも提案している。うちの周りにも1年ずつ隣でぐるぐる回っていく所があるが、極めて横の連携が弱いという面がある。町会自治会の在り方が変わってきているという前提でいえば、私は表彰制度があってもいいと思う。

委員長：従来回覧業務だけであった時代から比べると、協働との関係の他、各方面にプラスに生きているので自治会町内会は不可欠な組織になっている。それがさらに持続するとプラスだと考えた場合、年限の長さにもメリットがあるというのが今のご意見だと思う。個人表彰と団体表彰の問題についてはどういう考えか。

委員：個人でいいと思う。どんな組織も強いリーダーシップを発揮する人がいないと成り立たない。色々な事業や行事が多い中で手を挙げる人というのは極めて少ない。だからそういうことを表彰制度があるからやってよということでは無く、そういうものに自発的に手を挙げてくれるとかあるいは誰が推薦するとか、もっと言えば説得する等してくれる人に表彰を。

委員長：基準が年数だけだと、ただ長くやっているだけで何もやってくれない人という場

合も多分自治会によってはあると思う。基準の部分で、今の意見のようにただやっているのではなく色々な地域の方々が働きかけをされたとか、そういう取り組み内容を組み込んでいくということを踏まえた上での個人の表彰だということか。

委員：はい。

委員：私は長くやっていることが悪いとは思わない。私がいる自治会は、単年度だけではなくて数年度もありという風にやっている。私が思うのは、功績のあった自治会、功績のある自治会長ということで、二つあってもいいと思う。例えば中志津なら中志津の自治会があって、それぞれまた区長がいる。7地区あるので7区長いる。そうすると以前の連絡長制度で言うと、連絡長も多分7人いたと思う。表彰制度が出来た場合、中志津自治会長1名と各区長7名が対象となるのか、または中志津全体が対象になるのかそれとも7地区町会も含めて対象になるのか、その辺はどうなのかという範囲も今疑問に思っている。

委員長：どういう形が一番いいか伺いたい。

委員：ある意味で大きな自治会なので、自治会プラス区も含めて、分けてというか各区も含んでやって頂けたらいいと思う。自治会だけじゃなく、それぞれ区も功績挙げれば表彰するとか。区長も含めて考えて欲しい。

委員：私の所も先だって長く役員をやって頂いた方と、七福神巡りを最初にスタートさせ、十年やって頂いた方を表彰したことがある。個人の表彰も本当にそういう風にやってくれている方に対してはいいと思う。ただ、やはり先程の意見のように特に臼井というのはリーダーがしっかりしている。例えば今回プレミアム商品券の実施にあたってもリーダーがしっかりした地区ではきっちりやって頂いて非常に助かっている面がある。個人もさることながら、自治会としてそれなりにやっている所もあると思うのでやはり両方見た中で選びたいと考えている。

委員長：内容的にはそういうリーダーシップを発揮されている方を表彰するという。基準はただ年数ではなくて、何かプラスした形でという意見。

委員：私も表彰、感謝状というのはあったほうがいいと思う。やはり頂いた方が私はいないよって言いながらも、しばしば社会福祉協議会時代とか社会福祉法人誠友会になってからも、ボランティア団体の方に感謝状というと、とても皆さん喜んで下さる。やはりここに私がいるよという事を、紙で認められるということでも私はいいと思う。あなたがそこに居てくれたという事がどんな形で出来るかというのは紙でも物でもいいけれ

ども形に残って、然るべき形になってとなると、やはり自分は生きていて良かったなと感じる、人間とはそういうものだと思う。私は年功制というか、これもすごく評価している。給料の仕組みだけではなくて、長くそのポジションにいた方は、良きにつけ悪きにつけ、そのポジションにいるということだけでこれを認めるということはとても大事だと思う。実績が素晴らしいというものに対しては別に何かあっていいと思う。自分達の規定で言うと特別功労賞があって、その実績に対しては別評価。職員についても7年間いれば、表彰するということがある。これが次から次へと、市の社会福祉協議会の会長表彰があって、それが県に行くと、最後は知事表彰までであるという、こんな仕組みに繋がるように、評価するのだが、特別に何かすごい実績があるな、というのは別評価している。これは団体であれば団体に出すし、個人であれば個人に出すというのをやっている。もう1回原点を考えるとやはり我々人間集団は、法事にしても気に入らない人の葬式にも行く。3年忌でも行く。汝の敵じゃないが、あんたも生きていたのだなと。こういう故人の話をするという所でコミュニティが出来上がっていく。人間社会とはそういうものだと思うので、いろんな人がいるかもしれないけども、なんらかの形で、人が集まれる、それが話題になる、そう言った所から基礎になるような、自治会町内会も評価すればいいかと思う。

委員：年数が長いから一生懸命やっているとか、短いからやって無いとかそういう判断基準ではない。基本的には皆から総会を経て選ばれているので、やはりその自治会なり町会なり地域でそれなりに評価されているということ。その評価基準をどうするかということについてよりも私は年数で行ってシンプルにして、中身をどうしたかということは他に設置して、それを個人表彰していくということでいいと私は思う。年数ではなく人を評価するというのは大変なエネルギーがいること。シンプルにしたほうがいいと感じる。

委員長：基準としては年数で10年だったら10年という風にしておいて、10年やられた方は自動的に推薦されて表彰される。取組内容は10年まで経っていなくても、例えば3年でも非常に功績のあった人は別途表彰するという形のほうがいいのではないかと。

委員：我々の町内もずっと同じ方が町内会長で、選任方法もよく分からないし、お祭りの資金の使い方も不明瞭で不満があるが、夏の雑草が生い茂る時期に一生懸命草刈されている姿を見ると、心のどこかでは選ばれたくないという気持ちもある。良い地域だけ表彰されると聞くと、うちは貰えないと思うので、あげなきゃ可哀そうだという気持ちがある。どんなに怠慢な方であろうとある一定期間責任を持ってやっていた事実には変わりがないので、やはり年限で切って頂きたいと思う。

委員：我々の町内会も前任者は30年やっていた。法人化をきっかけに今1期2年で2期までしか務められないという会則を作った。いらないういながら、記念に残ると思う。個人の推薦はどこで推薦するか等難しいので、年限で区切ったほうがいいと思う。例えばうちの町内会の場合4年までしかやれないので、今後どなたがやっても頂けないということになる。1年で回している所が今多いが、確かに役員のやり手が無い。あたふたして一回り、何かの手続きをやっただけで終わってしまう。何かやろうと思っても事業に頭がいかない。これは本当に見ていてそう思うので、そういうことから2年で2期まで、という規定を作った。今回変わるのが初めてになる。途中から法人化して4年経っているの、初めて変わる。今やり手が無いので大変だと思う。

委員長：自治会によっては、一定年数以上やっはいけないという自治会もあれば、そうでない所もある。単純に年数と言っても結構難しい所がある。そうすると自治会長の立場に限定したほうがいいのか、それとも副会長あるいは役員も含めた年数にしたほうがいいのかその点についていかがか。

委員：表彰には結構お金がかかると思うが、そんなに多人数を表彰出来るのか。

委員長：表彰の際は何の贈呈を想定しているのか。連絡長時代は感謝状だけか。

事務局：連絡長時代からも、市の表彰規定とは別に連絡長に対する感謝状ということやっていた。年数は10年以上。現在秘書課のほうで、表彰規定そのものの改正をしている。どう改正されるか分からないが、通常では市長、議員、各種附属機関については何年以上ということやっていた。その中にもう少し具体的な形で入ってくると思う。それも含めて伺いたかったが、今までは12年、12年という選挙が4年だから×3かという風についつい見てしまう。別にそうだと聞いたわけではないので独り歩きされても困るが。この表彰規定に入れ込むか、別途設けるかという問題がある。表彰規定そのものに入れている市もあれば、別に設けている市もある。自治会も様々で、古村だと区という言い方をするが、1回やる為に3年かかる。先程の話のように祭礼委員長をやって翌年に区長代理をやって、最後区長をやって。これが1サイクルというところもある。確かに区長としては1年ですが、そういう風にやっている所もある。中志津については、全体で何しろ2,800世帯を超えている。ただ法人化した以上、連合組織はだめだということで1つの自治会にして頂いた。今度連絡長当時に戻して、区で割るかというもまたそこで基準が非常に難しくなって、副会長5人置くとか言われたら、お手上げになってしまう。そう言った難しさがあるので、その辺をもうすこし調べなければいけない。やはりそこは簡単にシンプルにという形で。また日本善行会というのがあるが善行表彰というのを別途に設けるという手だてもあろうかと。個人の資質を評価する、あるいは団体が特筆すべきことが何かあるか評価することも、市役所の中にいたのでは非常に難し

い。何しろ246団体もある。シンプルになおかつ地域の意見を反映した制度にして行かざるを得ない。年数で設ける部分と特筆すべき部分とに分けてやって行かざるを得ないだろうと思う。表彰状と感謝状とで年数を分ける。特に感謝状の年数の基準というのは、ぐっと下ろしていいと思う。10年では、殆どの所が該当しないので出すことを前提としてないと言われても仕方がない。表彰規定は今までも30周年記念とか市制施行何年という時に、12年以上やった当時の連絡長には表彰していた。それを修正すべきか、その時に年数はどの辺がいいのか、やるべきかやらざるべきかという所で、補足意見記入用紙に書いて頂ければ。

委員長：年限が限られている自治会もあるので、それを多少調べた上で、制度設計しなければならない。10年にした場合該当者無しになる。

事務局：例えば表彰制度で感謝状と表彰状と分ける形で、表彰状であれば10年20年と長いスパンで出来る。感謝状のほうは、短いスパンで例えば2年、3年、5年くらいの間で何回か感謝状だけとか記念品の入れ物とか、そんな形のものを含めるというのも1つの方法かとは思っているので、その辺も含めて考えて頂きたい。この年度だけしかないということではなく、いくつかパターンをお考えになって頂いて、ご意見を賜ればと思う。

委員：質問だが、2年となるとすごい人数の方が表彰されて感謝状を頂くことになると思うが、そういったことは何も考えなくていいのか。

事務局：先程の話にあったように、自治体の半数近くが1年交代なので、それでもう絞られると思います。それから制度設計の前段の協議なので、それをやってしまうと人数が多すぎるのではないかというのは置いておいて頂いて、制度として決まれば多かろうが少なかろうかという点がある。あるべき制度設計としてはこう考えるべきじゃないということをお示し頂けたら有難い。

委員：私も長くやられた自治会長に表彰することそれ自体は反対するわけではない。むしろ1年交代の自治会の方が多い。我々の自治会も歴代の会長さんはほとんど防犯パトロールに参加して、過去の役員の繋がりも結構あって現役の役員をサポートする体制が暗黙のうちに出来上がっている、そういった運営をやっている。だから1年交代も決して悪いのではなく、そういった所も日のあたる制度にするべき。1年交代の所は表彰の対象にならない制度というのは若干問題がある気がする。例えば10年やったら会長さんを表彰する、それはそれでいいと思う。それ以外に特別にするのか、必ず入れるのかは別にして、団体もその対象になるというような制度にした方がいいと思う。

委員：例えば1年や2年で感謝状を1回贈る。数年経ったらまた贈る、十年になったら贈

るという流れになりつつある気がするが、感謝状は1回、2年や1年でやって頂いたら贈ってそれで終わりでもいいと思う。長くやればやるほどまた新たに次に次に感謝状を頂くのではなく、長くやっている方の中にも素晴らしい方もいらっしゃるだろうが、長くやるというのは膠着していくことにも繋がっていくと思う。長くやったから感謝状を贈るのではなく、1度1、2年やって頂いたらありがとうございましたということで、それでいいと思う。更に特筆すべき所を表彰していくという形にはいかがか。

委員長：年数でやるのと内容でやるのを分けてと言う意見が先程から出ているが、年数で表彰するのは1年や2年で終了して、後は内容で表彰をしていくという。その他の意見では5年や10年、多少の長さというのがあったほうがいいのではないかという話がある。

委員：私は1年や2年で表彰する意味は無いと思う。私の経験上、最近の傾向を見ると、1年を2年任期に規約を変えている所、それから先程の話のような2期4年以内というケースが起きて来て、私の所の自治会連合会の中では大体が長くても4年程で変わっている。それだけいわゆる団塊の世代の優秀な人達がどんどんリタイヤしているということ。そういうフレキシブルな町会になりつつあるので、私は1年2年で表彰する意味は無いのではないかと思う。

委員：退任される時に差し上げたらいいのではないか。退任する時の年数で。今期でやめるという時に。1年で贈るかというのは別問題として。

委員：直感で感謝状5年、表彰状10年で。4年の所は内規を変えて頂く。市で表彰制度が出来たからと言って、内規を変えて頂いて、また1年2年の所は町内会の内部で会長ありがとうというようなことを渡して頂くというような方法で。やはり年数は5年10年が節目でいいと思う。

委員：社協での年数は8年だったか。

委員：はい。

委員：私も直感で、感謝状3年、表彰状5年で。10年は長いと思う。また表彰するのはお辞めになる時がいいと思う。

委員：2度は出さなくてもと。

委員：はい。お辞めになる時にということで。もう1つは、個人表彰と自治会団体表彰2

つあっていいと思う。自治会表彰は功績があった団体に対してということで。

委員：今の考え方も当然あると思うが、例えば社会福祉協議会の地区会長というか地区社協の表彰は8年。とすると、地域での活動で、市長が先に出て、社協が後から出ることになる。こういうのは、皆さん結構こだわりがある。年数が長い方が格上という意識がある。そういうバランスも考えて、事務局に整理してもらった方がいいと思う。

委員長：誰が表彰されるのか、格があるのかというのは貰う側からすると確かにあると思う。表彰制度は見直されているのでその辺も含めて、年数については調整してもらった方がいいと思う。

委員：表彰制度を考えていく上でまち協やNPOの団体は視野に入っているのか。

事務局：NPOについては活動内容で判断しなければならないので、私共だけでこの場に意見を求めるのは厳しいと思った。団体の評価をすることになった場合、自治会の場合では自治会連合会等の組織があるので、お互いの監視の目ではないが、ある程度評価が分かる。NPOの法人の連合会が佐倉市には無いので、難しいと思っている。当然社会福祉や各分野の功労ということで、見ていくべき範疇だとは思う。

委員：ボランティア活動団体の年数は5年だったか。

委員：個人で特に継続して5年以上というのはあったと思う。

委員：施設に団体からの推薦依頼が来る。それで5年以上で出したと思う。だからそういう形で、ボランティア団体への評価の仕組みが社会福祉協議会にはある。社会福祉協議会の方で、環境系も含めたNPOを認めていくというか、感謝の意思表示がどこかで出来る。協働条例の中で自治会町内会を整理していこうということであれば、この辺も視野に入れないと不公平になってくると思う。もう1つは、突拍子もないかもしれないが、1枚の紙きれにありきたりの何々感謝いたしますではなくて、葬式の時に弔辞を読んであげるとか。これは私の所の団体、自分の所の感謝状、表彰状の話だが、通常の感謝状の書式に対して、もう1つその人の具体的な活動や評価というものを私が手書きする。それを敬老会の皆さんが集まる時に読んであげる。本当はいやだという人もいるので、それをさりげなく裏側に書いておいて、例えばアテネ五輪の年に君はやってきたね、ドンドン調理台から聞こえる包丁の音。こういうのを書いてあげると、これはとても皆の印象に残る。少し前に遊びで始めたことだが今はそれが無いと感謝状の意味が無くなっている。敬老会の日の前にはいつも該当者の文言を考える。こういう具体的な評価というものをその中に取り入れることがあると市民の皆さんもここまで見ていたの

だな、とか何かあると思う。あるお葬式に出た時に弔辞では無くて、スライドでその人の生涯ってずっと映して。例えば消防団の方がやってきて、こういう火消しに参加して怪我をされた。その彼が引退した後は川に行くといつも釣り糸を垂らしているのが見えたとか。やはりその人が生きた証みたいなのを、どう評価するかで。紙1枚という話があったがその紙1枚の裏側に弔辞に該当するようなことがあるような表彰の仕方とか感謝の仕方とか。余談だが色々なものを作って行くととても面白いと思う。

委員：大賛成。

委員長：表彰の中身を実質化して1人の人として評価して、評価というか称えていくという。

委員：表は形式的でいい。でもその裏側にはあなたを見ていたよという。これを誰が書くかという問題はあるが。でもやはり市役所の中には文才のある方も沢山いるだろうし。何か委員会でも何でも該当者を決めればやれる人がやるのがいいのでは。

委員長：それをやる場合には表彰の推薦の方法も含めて選考過程である程度詰めるということも必要になってくるが、非常に素晴らしいと思う。

委員：最初に表彰状はいらないと言った時に私はそれを言いたかった。紙を個人に渡すのではなくて、佐倉の広報誌等に自治に功績のあった方を皆さんに紹介する形で、その人に称賛を皆さんが贈るという形だったら本当に実のある制度だと思う。私は形にこだわると紙だけに終わってしまうことで、気持ちが乗らないという所に抵抗があったので、その部分は工夫すべきだと思う。

委員長：どのように評価していくのかという実質的な部分はその人を称えるという形で。そしてどのように称えるのかというのは紙だけではなくて、各方面にも知られ得るような、そういう工夫も併せて出来ればという意見があった。そろそろ時間になるが他に加えておきたいことがあれば。

委員：少し訂正を。社会福祉協議会は団体と個人表彰。以前は10年だったが、あまりに長すぎるということで5年に、数年前から。

委員長：他にいかがか。もし言い足りないとか気づいたことがあれば先程の方法で事務局に知らせて頂ければ。最後、議事の4番目ということで事務局から説明。

4 その他

事務局：会議次第の4番のその他について。こちらについては次第の方第4回となっているが、第4回と第5回の会議関係について今回議論した市民協働事業の見直し等と併せて表彰等の報告関係を1回、そして行政提案型の今年度の進捗状況、来年度の提案事業のテーマ調整と選定とを1回、合計で2回程、第4回と第5回の2回の中で開催したいと考えている。どちらの会のほうでどちらを論じるかについては調整中。第4回目と第5回の日程関係、予定としては9月中過ぎくらいから10月末くらいまでの間にかけて、委員の皆様都合のいい日を調整し、後日委員長と協議して日程は最終的に詰めさせて頂きたいと考えている。

日程調整

委員長：市民提案型の事業の今後に向けて今日出たような意見を踏まえてどこまで可能かどうか、9月12日までに事務局にも調べてもらい、それをその日にある程度まとめるというイメージを持って頂ければと思う。もう1つ第5回が10月12日。午後からということでこれは行政提案型の、これは何について。

事務局：事業選定ともし9月12日の積み残しが出ればそこで思っているのもので午後の方がありがたい。

委員長：行政提案型の今後の流れを簡単に。スケジュール的にどんな感じで行くか説明して欲しい。

事務局：まず10月12日の会議にて、委員の皆様にはテーマ案の選定を行って頂くことになる。その後テーマが決定したら市民向けに募集を行い、申請団体から委員会においてプレゼンをして頂くことになる。その時期については、12月下旬から1月初旬頃を予定している。平成21年度事業の実績報告については、3月末頃を予定している。以上が行政提案型に係る今年度の主な予定。

委員長：行政提案型の庁内公募をかけるのはいつからか。

事務局：7月31日で締め切った。

委員長：7月31日で公募を締め切ったと。ちなみに数はいくつか。

事務局：最低2つは聞いているが、後日でも結構なので、委員長で案があれば早めに連絡頂ければ有難い。まだ10月まで時間もある。もし委員の皆様も案があれば併せて12

日までに頂ければ。

委員長：なかなか協働はこういうものだというイメージが職員の中にまだ定着していない所があるので、庁内公募をかけても出てこないという面がある。昨年も何とか調整をして意見を出して頂いた。もし皆さんの目から見て、行政提案型の協働でやった方がいいと思えるような市の事業が思い浮かぶことがあったら、事務局に打診する形でいいと思うので、先程の意見と併せて、8月12日までをお願いできればと思う。本日の議題は以上だが、委員何かあるか。今日の議事録の署名人は角田委員にお願いしたいと思う。それでは、今日は以上とさせて頂く。

6 閉会

平成21年8月2日

委員長	関谷	昇
副委員長	高岡	良子
議事録署名人	角田	和弘